

## 電気の切り替えトラブル急増！ 電気代が安くなる!?こんな勧誘に注意！

大手電力会社代理店や関連会社を名乗り、「ブレーカーの交換」「電力会社の切り替え」で、「電気代が安くなる」などと電話で勧誘し、契約内容を聞き出した後、訪問による説明を要する営業行為によってトラブルが急増しています。

### 【事例1】60歳代 男性 農業 士別市

電力会社の関連会社を名乗り「電気ブレーカーを設置すると電気料金が安くなるので使用電力を見せてください」と訪問され納屋に通した。すると、納屋のブレーカーを見て「電気の契約が違法であり、契約をし直すことで基本料金や電気代が安くなる」と言われた。ブレーカーの交換代金を聞くと7~8万円と言っていたので契約を承諾。明日ブレーカーの取り付けを約束し業者は帰って行った。契約書面を確認すると、月々5,100円の8年間とあり合計489,600円のリース契約となっていた。さらに解約には違約金が必要で、工事前日には15%（73,440円）当日には100%となっている。クーリング・オフできるか。

### 【事例2】60歳代 男性

農業・士別市  
電力会社の代理店を名乗り「事業者の切り替えで電気料金が安くなる」と電話があり事業者が訪問した。農業用電気契約書面を作成し印鑑・検針票を求められたが手元になく、夕方再度訪問する。解約できるか。

### 【ひとこと助言】

- 【事例1】のように、事業者間の取引には、消費者への保護ルールのような特定商取引法で定められたクーリング・オフの適用が除外されています。また、リース契約は、途中解約ができず電力自体のトラブルが起きた場合でも契約は継続します。そこで、リース契約の説明義務違反を理由に錯誤無効を主張し、違約金の支払いを拒否するなど事業者と交渉するよう助言。
- 【事例2】は、大手電力会社から他業者への切替え契約です。書面不備を理由にきっぱり契約をしない旨伝え解約となりました。
- 切り替えるつもりがなければ検針票の記載情報は伝えない  
検針票に記載されている情報（契約名義、住所、顧客番号、供給地点特定番号）を小売電気事業者が入手し、勝手に切り替え手続きを進める悪質な事例もあります。
- 契約先を切り替える際、契約条件をしっかりと確認する  
契約先が国の登録を受けた「小売電気事業者」か、その代理店か、契約内容（契約期間、電気料金、解約条件など）や停電で困った事態が発生した場合の連絡先なども確認する。

## 消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

（右記アドレスからアクセスし相談内容を入力）→<https://www.harp.lg.jp/MiYrWNqj>

